

# 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書



能登町長あて 年 月 日提出	給 与 支 払 者 <small>(特別徴収義務者)</small>	住所(居所)又は所在地 〒 -					特別徴収義務者 指 定 番 号
		氏名又は名称					個人番号又は 法 人 番 号
							こ係 の 属 課 ・ 係
							氏 名
							電 話 番 号

①退職・転職など異動があった場合は、すみやかに提出してください。

給 与 所 得 者		(ア)	(イ)	(ウ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収	退職時までの 給 与 支 払 額
氏 名	個人番号	特別徴収税額 (年 税 額)	徴収済額	未 徴 収 税 額 (ア) - (イ)				控除社会保険料額
住所	(1月1日現在の住所を必ず記入願います)	円	月分 月分まで	円	年 月 日	1. 退 職 2. 転 勤 3. 休 職 4. 育 児 休 業 5. 死 亡 6. そ の 他	1. 特別徴収継続 →③を記載してください  2. 一括徴収 →②を記載してください  3. 普通徴収 (残額を個人で納付) →②一括徴収できない理由 欄を記載してください	円
現住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所)		円					円

②退職などで給与を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴 収 予 定		一括徴収した税額は  月分 (納期限 月 日) で納入します。	一括徴収できない理由  1. 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申し出がないため 2. 5月31日までに支払われる給与又は退職手当等が未徴収税額より少ないため 3. その他 理由( )  ※退職者の未徴収税額について1月1日から4月30日の間に退職した方の残額については、本人の申し出がなくても退職時に一括徴収することが義務づけられています。 なお、それ以外の間に退職された方についても、本人の了解を得て、なるべく一括徴収の方法で納入して下さるようお願いいたします。
1. 異動が12月31日までで、申し出があったため( 月 日申出) 2. 異動が1月1日以後で、特別徴収継続の希望がないため	徴収予定月日  月 日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)  円		
異 動 者				

③転勤等による新たな勤務先において特別徴収継続を希望される場合は、次の欄にも記載してください。

新 た な 勤 務 先				左記新特別徴収義務者へは	
住所(居所)又は所在地 〒 -	フリガナ	氏名又は名称	特別徴収義務者 指 定 番 号	所属課・係	氏 名
			こ係 の 届 連 絡 先	氏 名	電 話 番 号
				月割額 <input style="width: 100px;" type="text"/> 円を  <input style="width: 100px;" type="text"/> 月分から徴収するよう連絡済です。	

【能登町税務課処理欄】			
確申シス	年 月 日	COUS	年 月 日